# さいたま市妊婦健康診査費助成金　提出書類チェック表

※未記入箇所・不足書類がないか、再度確認をお願いします！

| 提 出 書 類　（確認したら、✔をつけて下さい） | 備考 |
|---|---|
| 1　申請書（様式第４号の２）<br>☐ 申請日が記載してある<br>☐ 申請者＝妊婦健康診査受診者である<br>☐ 最後の妊婦健康診査受診日の翌日から起算して１年以内に、さいたま市に提出が可能である（期限の日が土・日祝日の場合その翌日まで）<br>☐ 受診日当日、さいたま市に住民登録がある。<br>☐ 契約外医療機関である（契約医療機関であっても、事情により全額自費で支払った場合は、申請可能です。）<br>☐ 自署の場合訂正箇所は二重線で訂正し、訂正サインを記入してある。※修正テープの修正は不可です。※消せるボールペンで記載された申請書は、受け付けることができません。 | □助成金支給申請の記入漏れはありませんか。<br>□ 添付書類の不足書類はありませんか。 |
| 2　申請に使用する未使用の妊婦健康診査助成券<br>☐ 未使用の妊婦健康診査助成券　（　　枚）<br><br>☐ 未使用のHIV・子宮頸がん・HTLV-1・クラミジア検査の助成券（　　枚）<br>※上記の検査は、保険対象外で実施しているもので「基本的な妊婦健診（保険適応外）」と同日のものが対象です。 | |
| 3　振込先口座情報のコピー<br>☐ 申請書の振込先と同じであって、「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義名」のすべてが記載してある<br>※口座名義が旧姓の場合は、旧姓であることのレ点にチェックを入れ、**振込前に口座の名義変更を行わないでください。**<br>**委任状（申請者以外(代理人)の口座に振込する場合）**<br>☐ 委任状（申請書の裏面にあります）<br>☐ 代理人の振込口座情報のコピー | |
| 4　妊婦健康診査受診日の領収書と明細書のコピー（申請分）<br><br>☐ 領収書のコピー（　　枚）　　口明細書のコピー（　　枚）<br>☐ コピーの受診日、領収印、支払額、病院名等は、はっきり読めますか。<br><br>☐ 領収書紛失時、さいたま市妊婦健康診査実施証明書（医療機関発行）<br>※妊婦健康診査実施証明書の発行手数料等は、申請者の自費になります。 | □領収書等の氏名が旧姓の場合は、新旧の氏名がわかる証明のコピー<br>（例）運転免許証等 |
| 5　HIV・子宮頸がん・HTLV-1・クラミジア検査の各種検査の申請される場合は、母子健康手帳の検査記録や明細書等、受診日・実施機関のわかるもののコピー<br>※上記の検査は、保険対象外で実施しているもので「基本的な妊婦健診（保険適応外）」と同日のものが対象です。<br>☐ 明細書（　　枚）<br>☐ その他（　　）（　　枚） | |
| 6　妊婦健康診査を受診したことを証明する書類<br>☐ 母子健康手帳の「表紙」のコピー（母子健康手帳発効日が記載されている）<br>☐ 母子健康手帳「妊娠中の経過」のページのコピー<br>☐ 診察月日、施設名等かけてなく、コピーは切れていませんか。<br>☐ 母子健康手帳の「妊娠中の経過」のページの診察月日や施設名等の記載もれはありませんか。<br>☐ 受診日が母子健康手帳交付日以降である。<br>※**母子健康手帳交付日以前のものは対象外**です！妊娠中の経過に記載がない場合は、特に注意してください。 | □母子健康手帳の氏名が旧姓の場合は、新旧の氏名がわかる証明のコピー<br>（例）運転免許証等 |
| 7　（転出された方のみ）<br>☐ 転出された先の住民票のコピー<br>※**転出された方は、さいたま市民であった最後の妊婦健康診査受診日の翌日から起算して１年以内の申請期限とさせていただきますが、お早めにご申請ください。** | |